

車両運搬確認申請書の取下げについて

熊原第23-067号

令和5年11月30日

原子力規制委員会 殿

神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番5号

原子燃料工業株式会社

代表取締役社長 伊藤 義章

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条第2項及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第19条第1項の規定により、令和5年11月2日付け熊原第23-040号をもって申請した車両運搬確認申請書（令和5年11月10日付け熊原第23-058号、令和5年11月14日付け熊原第23-060号及び令和5年11月16日付け熊原第23-063号で一部補正）を下記の理由により令和5年11月30日付けで取下げいたします。

記

熊原第23-040号をもって申請した輸送物につき、計画した運搬を取り止め、運搬時期について再調整することとなったため、本申請を取下げいたします。

以上